

# 役員等報酬支給基準

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 仁和会（以下「法人」という。）の役員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員等とは、法人の理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員、法人が設置経営する特別養護老人ホームの入所判定員をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事長を除く理事及び監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により支給する。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬を支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により支給する。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬を支払わないものとする。

3 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により支給する。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬を支払わないものとする。

4 入所判定委員が入所判定委員会に出席したときは、別表1により支給する。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬を支払わないものとする。

5 交通費は、旅費規程で定めるところにより、支払うものとする。

(役員等の勤務報酬)

第4条 理事長が理事会及び評議員会等の出席を含む、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

ただし、理事長が職員と兼務がない場合においてのみ支払うことができるものとする。

2 理事長を除く理事、評議員、評議員選任・解任委員、入所判定委員が理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会、入所判定委員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務を行った場合は、報酬を支払わないものとする。

- 3 監事が、理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により支給する。なお、同日にあわせて法人の業務をおこなった場合であっても、報酬を支払わないものとする。
- 4 交通費は、旅費規程で定めるところにより、支払うものとする。

(報酬の支給日)

第5条 理事長の報酬は、毎月10日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝日にあたる場合は、その前日に支払うものとする。

理事長以外の役員等の報酬は、理事会及び評議員会等に出席のつど支払うものとする。

(報酬の支給方法)

第6条 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給するものとする。

(兼務役員等)

第7条 施設の職員を兼務する役員等は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この支給基準を適用することができる。

附則

(施行期日)

この支給基準は、令和2年8月1日より施行する。

別表1

第3条関係

区 分	報 酬	備 考
理事長を除く理事	・理事会、評議員会に出席したとき 1回につき 5,158円	
監事	・理事会、評議員会、評議員選任・ 解任委員会に出席したとき 1回につき 5,158円 ・内部監査、実地指導の立ち合いに 出席したとき 1回につき 5,158円	
評議員	・評議員会に出席したとき 1回につき 5,158円	
評議員選任・解任委員	・評議員選任・解任委員会に出席し たとき 1回につき 5,158円	
入所判定委員	・入所判定委員会に出席したとき 1回につき 2,063円	

第4条関係

名 称	報 酬	備 考
理事長勤務報酬等(月額)	150,000円	